

## 令和4年度市町スポーツ少年団強化事業費補助金交付要綱取扱要領

### 1 趣 旨

この要領は、令和4年度市町スポーツ少年団強化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 補助対象経費

要綱第2条第1項の補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

区 分	内 訳	経費証拠書類
諸謝金	運営員、審判員等への謝金	領収書 (別表2一覧3のとおり)
旅費交通費	交通費、宿泊費	領収書 (旅行者に依頼する場合は、請求書が必要)
消耗品費	賞品購入代金、楯・メダル購入代金 ボール購入代金、事務用品購入代金など	見積書、請求書、納品書、領収書
印刷製本費	パンフレット作成代金、コピー代金 賞状印刷代金など	見積書、請求書、納品書、領収書
通信運搬費	郵送料、宅配代金、切手・ハガキ購入代金 など	請求書、領収書
使用料及び賃借料	会場使用料、貸切バス借上代金 機材借上代金など	請求書、領収書
その他	本会が認めた経費	

### 3 補助対象期間

要綱第2条第3項の別に定める補助対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 4 事業実施状況等の確認

公益財団法人愛媛県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）は、別表1「市町スポーツ少年団強化事業実施証拠書類一覧」、別表2「市町スポーツ少年団強化事業経費証拠書類等一覧」に掲げる証拠書類により、事業の実施状況及び支出された経費の金額の確認を行うものとする。

### 5 実施報告書等の提出

申請書類関係（様式1号～5号）については、公印付き文書のデータ（PDF等）提出を認める。ただし、経費証拠書類については、原本提出とする。